

諮問庁：株式会社日本政策金融公庫

諮問日：平成28年1月8日（平成28年（独個）諮問第1号）

答申日：平成28年9月28日（平成28年度（独個）答申第13号）

事件名：本人に関する融資審査の検討資料の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

異議申立人本人に関する融資審査の検討資料（信用調査票）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年10月9日付け日公総法27-8号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書、意見書1及び意見書2の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分は、次のとおり違法、不当である。

添付している証拠書類等を参照。

（本答申では添付資料は省略）

（2）意見書1

ア 下記第3の2「（1）本件異議申立てにかかる開示請求対象文書の内容」について

融資申し込み時（特定時期）の担当者であった特定職員の異議申立人に対する調査内容、融資判断に至る内容、融資可否の判断結果等、異議申立人の申込から融資可否の判断に至るまでの一切の調査・検討内容を記録した文書や、異議申立人から提出のあった参考資料等のうち公庫で保管が必要だと判断した文書が不当、違法行為であった事が事の発端、争点である。不開示理由の本来の理由は公庫の不祥事を隠ぺいすることである。

本件対象文書の部分開示を確認すると明らかに偽造されていた為、保有個人情報訂正請求を行ったが、不訂正決定通知書が届き、異議申立てを行った。

イ 下記第3の2「(3) 審査ノウハウ及び融資決定に至るまでの過程の情報」について

不開示とされた各部分共に公に開示にする事により、適正な審査にかかる調査・面接の実施および融資可否の判断に重大な支障を来たすおそれや公庫の経営上の正当な利害が害されるとともに、事業の遂行に重大な支障を来たすおそれがあるのであれば、異議申立人本人にのみ、開示することは可能なのか。

異議申立人は特定職員の不当違法な審査に対し、他の職員から何度も謝罪を受けているが一度たりとも審査に対しての説明責任を果たしてもらっていない。特定職員本人はひたすら沈黙の対応。特定日A（交渉記録票には特定日Bと記載）の電話対応以来、一度も連絡、会わせてもらっていない。

ウ 下記第3の2「(4) 異議申立人の見解について」について

異議申立書に添付されている資料の内容は公庫の審査等への個人的な意見等ではなく、事実関係に基づいた証拠書類である。本件諮問事件で答申を委ねることが賢明である。

エ 下記第3の「3 結論」について

全て実名で開示されない為、不開示理由にはならない。

（融資に係る具体的な主張及び添付書類については、本答申では省略）

(3) 意見書2

ア まだ、不透明な対応である。

イ 全部開示を強く求める。

（融資に係る具体的な主張及び添付書類については、本答申では省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 経過

- ・ 平成27年9月18日 開示請求書受領
- ・ 平成27年9月18日 開示請求手数料受領
- ・ 平成27年10月9日 開示（部分開示）決定通知書発送
- ・ 平成27年12月8日 異議申立書受領

(2) 不開示理由

ア 本件異議申立てにかかる開示請求対象文書の内容

本件異議申立てにかかる開示請求対象文書である「信用調査票」（以下「対象文書」という。）は、公庫に融資の申し込みがあった場合に、申込人・企業（以下「取引者」という。）ごとに公庫にお

いて作成する法人文書である。

対象文書は、取引者の氏名・法人名、住所などの属性情報のほか、取引者に対する調査内容、融資判断に至る検討内容、融資可否の判断結果等、取引者の申込から融資可否の判断に至るまでの一切の調査・検討内容を記録した文書や、取引者から提出のあった参考資料等のうち公庫で保管が必要と判断した文書などを束ねたものである。

また、対象文書には、取引者に係る情報のほかに、公庫の融資判断に当たっての調査・判断等のノウハウ（どのような観点で調査しているか、融資判断に当たってどのような項目を重要視しているかなど）も登載している。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

公庫の職員の印鑑の印影（交渉記録票における事業統轄の印鑑の印影を除く。）、職員番号及び職員端末の号機番号が記録されている部分（以下「職員情報部分」という。）並びに第三者の個人に関する情報が記載されている部分について不開示とした。

これらの部分には、公庫の職員や第三者の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号柱書きに規定している不開示情報に該当する。

なお、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」には該当せず、また、同号ただし書ロに規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当するとする特段の事情もない。さらに、職員情報部分については、同号ただし書ハに規定する「当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」には該当しない。

ウ 審査ノウハウ及び融資決定に至るまでの過程の情報

審査ノウハウが記録されている部分、融資決定の意思を形成する過程における意見に関する部分、決裁者の融資の可否に係る意思が表明されている部分及び融資実行の協議に関する部分について不開示とした。

これらの部分には、融資審査の調査・確認に関する情報、取引者との交渉に係る事務情報、公庫内部における審議・検討・協議に関する情報や、公庫の融資判断に当たっての調査・判断等のノウハウなどが記載されており、法14条4号並びに5号柱書き、二及びトに規定している不開示情報に該当する。

これらの不開示部分を開示した場合、開示された審査の基準に合致するように財務内容を粉飾したり、提出資料を偽装したり、面接等

で審査基準に合致するような回答をしたりするおそれがあり、適正な審査にかかる調査・面接の実施及び融資可否の判断に重大な支障を来たすおそれがある。

また、融資の可否の判断の意思決定の過程が明らかになることにより、融資判断の意思決定者に対する不当な圧力がかかり、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。

これらの不開示部分は、公庫が過去から蓄積してきた審査ノウハウが記載された箇所があり、金融機関である公庫の最も重要な経営情報・経営資産である。ノウハウの流出は、公庫の経営上の正当な利害が害されるとともに、事業の遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

エ 異議申立人の見解について

異議申立書に添付されている資料は、異議申立人にかかる関係書類と推測されるが、これらの資料に記載されている内容は公庫の審査等への個人的な意見等であり、公庫が行った不開示決定処分に対する異議申立ての理由にはなり得ない。

よって、異議申立人の主張は失当である。

(3) 結論

以上の理由から、本件対象文書を部分開示とした公庫の決定は妥当であり、本件異議申立は棄却すべきである。

2 補充理由説明書

理由説明書において、原処分の妥当性について説明したところであるが、当該妥当性を再度検討した結果、原処分の理由について、次のとおり、説明を補充する。

(1) 不開示理由にかかる説明の補充

ア 本件異議申立てにかかる開示請求対象文書の内容理由説明書に記載のとおり。

イ 開示請求者以外の個人に関する情報

(ア) 原処分及び理由説明書において、公庫の職員の印鑑の印影（交渉記録票における事業統轄の印鑑の印影を除く。）、職員番号及び職員端末の号機番号が記録されている部分（職員情報部分）並びに第三者の個人に関する情報が記載されている部分について、公庫の職員や第三者の特定の個人を識別することができる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）が記載されており、法14条2号柱書きに規定している不開示情報に該当し、また、同号ただし書イ、ロ及びハに規定している情報には該当しないとの判断から、不開示とした。

(イ) 今回、不開示の判断の妥当性について、再度検討した結果、次に

掲げる部分については、それぞれに掲げる理由において、法14条2号ただし書イに該当する情報と判断し、開示することとする。ただし、後掲ウにおいて不開示部分に該当するものを除く。

A 職員情報部分のうち、融資審査に關与する職員における印鑑の印影及び氏名

本件異議申立てにかかると開示請求対象文書における融資審査に關与する職員の氏名にかかると情報については、調査・面接等の担当者の氏名は、当該調査・面接等の際に氏名を名乗り、また、当該融資審査における担当者の上長にあたる者の氏名は、取引者から照会を受けた場合には当該氏名を回答することがあり得る。したがって、当該情報は、法14条2号柱書きに規定している不開示情報に該当するものの、今回開示することによって生じる不利益は小さいものと考えられ、また、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられる。

B 第三者の個人に関する情報のうち、異議申立人から提出を受けた資料に記載されている連帯保証人の情報

第三者の個人に関する情報のうち、異議申立人から提出を受けた資料に記載されている連帯保証人の情報については、異議申立人から入手した情報であり、当該異議申立人が知る情報といえる。したがって、当該情報は、法14条2号柱書きに規定している不開示情報に該当するものの、今回開示することによって生じる不利益は小さいものと考えられ、また、同号ただし書イに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当すると考えられる。

ウ 審査ノウハウ及び融資決定に至るまでの過程の情報

(ア) 原処分及び理由説明書において、審査ノウハウが記録されている部分、融資決定の意思を形成する過程における意見に関する部分、決裁者の貸出の可否にかかると意思が表明されている部分及び融資実行の協議に関する部分は、融資審査の調査・確認に関する情報、取引者との交渉にかかると事務情報、公庫内部における審議・検討・協議に関する情報や、公庫の融資判断にあたっての調査・判断等のノウハウが記載されており、これらを開示した場合、適正な審査にかかると調査・面談の実施及び融資可否の判断に重大な支障を来すおそれ並びに融資の可否の判断の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条4号並びに5号柱書き、二及びト

に規定している不開示情報に該当するとの判断から、不開示とした。
(イ) 今回、不開示の判断の妥当性について、再度検討した結果、次に掲げる部分については、それぞれに掲げる理由において、本件の融資審査における過程に鑑み、利益衡量のうえ、これらの部分を開示することによって生じる、適正な審査にかかる調査・面談の実施及び融資可否の判断に重大な支障を来すおそれ並びに意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは低いものと判断されることから、法14条4号並びに5号柱書き、ニ及びトに規定している不開示情報には該当しないと判断し、開示することとする。

A 調査項目名及び帳票名のうち、本件の融資審査における過程において、異議申立人に直接確認した事項並びに公表している公庫様式である企業概要書及び創業計画書に記載されている事項に基づくもの又はこれらの事項から異議申立人が推測することができるもの

調査項目名及び帳票名のうち、本件の融資審査における過程において、異議申立人に直接確認した事項並びに公表している公庫様式である企業概要書及び創業計画書に記載されている事項に基づくもの又はこれらの事項から異議申立人が推測することができるものについては、異議申立人が知り、又は知ることができる情報といえる。したがって、当該情報も審査ノウハウ及び融資決定に至るまでの過程の情報ではあるものの、利益衡量において、今回開示することによって適正な審査にかかる調査・面談の実施及び融資可否の判断に重大な支障を来すおそれ並びに融資の可否の判断の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは低いものと考えられる。

B 異議申立人から聴取し、又は提出を受けた実証資料を確認することによって取得した情報

異議申立人から聴取し、又は提出を受けた実証資料を確認することによって取得した情報については、異議申立人から入手した情報であり、当該異議申立人が知る情報といえる。したがって、当該情報も審査ノウハウ及び融資決定に至るまでの過程の情報ではあるものの、利益衡量において、今回開示することによって適正な審査にかかる調査・面談の実施及び融資可否の判断に重大な支障を来すおそれ並びに融資の可否の判断の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれは低いものと考えられる。

エ 異議申立人の見解について

理由説明書に記載のとおり。

(2) 上記(1)を踏まえた不開示部分

上記（１）を踏まえ、なお不開示を維持する必要があると判断した部分は、別表のとおりである。なお、表中の「段目」は、各ページのいちばん左側の欄の数（なお、いちばん左側の欄の行が破線で分割されている場合、全体を１段として数える。）に基づき定めている。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２８年１月８日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月２５日 審議
- ④ 同年２月８日 異議申立人から意見書１及び資料を收受
- ⑤ 同年４月１１日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年６月２０日 審議
- ⑦ 同年９月２日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同月１６日 異議申立人から意見書２及び資料を收受
- ⑨ 同月２６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、異議申立人本人に関する融資審査の検討資料（信用調査票）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めたものであり、処分庁は、その一部を法１４条２号、４号並びに５号柱書き、二及びトに該当するとして不開示とする原処分を行った。

異議申立人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は、補充理由説明書において、原処分において不開示とされた部分のうち、別表に掲げる部分（以下「不開示維持部分」という。）以外の部分は開示するが、不開示維持部分は法１４条２号、４号並びに５号柱書き、二及びトに該当し、なお不開示を維持すべきとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 不開示維持部分の不開示情報該当性について

- （１）法１４条２号に該当するとして不開示とされた部分（同条４号並びに５号柱書き、二及びトに該当するとして不開示とされた部分に含まれる部分を除く。）について

本件対象保有個人情報を見分すると、当該不開示維持部分は、開示請求者（異議申立人）以外の個人（第三者）の言動等、当該個人に関して公庫が入手した情報が記録された部分が、法１４条２号に該当するとして不開示とされているものであることが認められる。

当該不開示維持部分は、上記個人の氏名等の記載とあいまって、一体として法１４条２号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する

情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められる。また、当該情報については、同号ただし書きないしハに該当するとすべき事情はいずれも認められない。

法15条2項による部分開示の検討を行うと、氏名等に係る記載は、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、その余の部分は、これを開示するとその記載内容等から開示請求者において個人の特定が可能となり、当該個人に関する具体的な情報が併せて知られることとなって、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、当該不開示維持部分は、法14条2号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法14条4号並びに5号柱書き、ニ及びトに該当するとして不開示とされた部分について

当該不開示維持部分について諮問庁は、融資審査の調査・確認に関する情報、取引者との交渉に係る事務情報、公庫内部における審議・検討・協議に関する情報、公庫の融資判断に当たっての調査・判断等のノウハウが記載された部分であって、これらを開示した場合、適正な審査に係る調査・面談の実施及び融資可否の判断に重大な支障を来すおそれ並びに融資の可否の判断の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、法14条4号並びに5号柱書き、ニ及びトに該当する旨説明する。

当該不開示維持部分に係る上記諮問庁の説明は、必ずしもこれを否定し難く、当該不開示維持部分は、開示することにより、公庫の行う融資審査に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号並びに5号ニ及びトについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、4号並びに5号柱書き、ニ及びトに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び5号柱書きに該当すると認められるので、同条4号並びに5号ニ及びトについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別表（諮問庁がなお不開示を維持すべきとする部分）

頁	不開示維持部分
1	1 1 段目の欄にあるスタンプ，スタンプ中央部分の下にある記載事項及び公庫の職員の印鑑の印影
	1 4 段目の欄（ただし，欄の名称及び同欄 1 行目の右側部分は開示）
2	1 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	3 段目の欄にある表と当該表の名称
	4 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	5 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	6 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	7 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
3	右側の「摘要」項（3 段目から 1 4 段目まで）
	右側の「証」項（3 段目から 1 8 段目まで）
	2 0 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	2 1 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	2 2 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	2 3 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
4	2 段目の欄の左罫線の左にある記載事項
	「摘要」項（2 段目から 7 段目まで）
	「証」項（2 段目から 7 段目まで）
	4 段目の欄の 2 行目にある記載事項
	5 段目の欄
	8 段目の欄の左罫線上にある記載事項
	8 段目の欄の「合計」の行のうち，「元金」の左にある記載事項
	9 段目の欄の左罫線の左にある記載事項
9 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）	
5	3 段目（なお，本ページでは，帳票名の下の欄を 1 段目として数える。）の欄（ただし，欄の名称は開示）
	6 段目の欄（ただし，欄の名称及び同欄 1 行目にある記載事項は開示）
	8 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	9 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
6	4 段目の欄（ただし，欄の名称並びに同欄 1 行目， 2 行目の一部， 4 行目の一部及び 5 行目の一部は開示）

	5 段目の欄（ただし、欄の名称並びに同欄 1 行目、2 行目の一部、4 行目の一部及び 5 行目の一部は開示）
7	帳票名以外の部分
8	1 段目（帳票名の下）の欄より下の部分
9	1 段目（帳票名の下）の欄より下の部分
1 0	帳票名の右にある記載事項
	1 段目（なお、本ページでは、帳票名の下欄を 1 段目として数える。）の欄の右半分
	2 段目の欄より下の部分（ただし、公庫の職員の印鑑の印影及び当該印鑑を押印する欄は開示）
1 1	全体
1 2	全体
1 3	全体
1 4	全体
1 5	全体
1 6	帳票名の右にある記載事項
	1 段目（なお、本ページでは、帳票名の下欄を 1 段目として数える。）の欄の右半分
	2 段目の欄より下の部分（ただし、公庫の職員の印鑑の印影及び当該印鑑を押印する欄は開示）
1 7	全体
1 8	全体
1 9	全体
2 6	1 段目（帳票名の下）の欄の 6 列目より右にある記載事項
	①の欄（ただし、欄の名称及び当該欄のいちばん左側に縦書きで記載されている項目名は開示）及びその右にある記載事項
	破線より下の部分のうち、表の 1 列目を除く部分
2 7	②の欄（ただし、欄の名称は開示）
	③の欄（ただし、欄の名称は開示）
2 8	欄の名称以外の部分
2 9	全体
4 6	帳票名以外の部分
4 7	1 段目の欄より上の部分

	1 段目の欄より下の部分（ただし，公庫の職員の印鑑の印影，当該印鑑を押印する欄及び当該欄の名称は開示）
4 8	免許証の写しの下にある記載事項
6 1	連帯保証人の署名の右下にある記載事項
9 0	帳票名の下にある記載事項
	2 段目（なお，本ページでは「月日」の欄を1 段目として数える。）の欄のうち，1 列目から3 列目まで
	3 段目から7 段目までの欄のうち，2 列目から3 列目まで
	1 7 段目の欄のうち，1 列目から3 列目まで
	1 8 段目から2 1 段目までの欄のうち，2 列目から3 列目まで
9 2	1 行目（なお，本ページでは，空行は行数に含めない。）から6 行目までの記載事項
9 3	全体
9 6	1 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	4 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	5 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	6 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
	7 段目の欄（ただし，欄の名称は開示）
9 7	上部の表（ただし，表の名称及び当該表の1 段目から4 段目までの欄のうち，1 列目から3 列目までは開示）
	下部の表（ただし，表の名称は開示）